

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告
下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第
245条第4項の規定により、公告します。

令和7年3月27日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手續の表示

手續番号 令和6年第195号

対象土地 堺市北区百舌鳥本町一丁41番3

同所 41番2